

重度身体障害者のコミュニケーション支援について

～意思伝達装置を体験してみよう～

一場 弘行¹⁾ 石森 卓矢¹⁾ 川尻 洋美²⁾ 大川 佳太³⁾

1) 公益財団法人脳血管研究所 美原記念病院 リハビリテーション部

2) 群馬県難病相談支援センター

3) 群馬県立義肢製作所

令和 3 年度、福祉用具に関する作業療法士の活用を図るため、群馬県作業療法士会では福祉用具委員会を発足した。

平成 22 年 4 月発出の厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの共同・連携によるチーム医療の推進について」では、福祉用具の活用や退院後の住環境への適応訓練の際に作業療法士を積極的に活用することが望ましいと示されている。すなわち、作業療法士には、福祉用具や住環境に係るより一層の活躍を期待されており、今後一層、作業療法士への福祉用具・住環境整備に関する問い合わせが増加してくることが予想される。

本委員会においては、福祉用具に関する問い合わせなどに実際の臨床場面で対応する県士会員の悩み・相談を解決することを目的に、令和 3 年 12 月より日本作業療法士協会の「福祉用具相談支援システム」を導入した。このシステムへの相談内容についての事例では、神経難病など重度身体障害を呈した方への意思伝達装置について悩むというケースが少なくない。

重度身体障害を呈し、音声によるコミュニケーションが困難となった人にとって意思伝達装置導入は、Quality Of Life (QOL) 向上の上で非常に重要である。すなわち、意思伝達装置導入による効果は、家族や支援者とコミュニケーションを図るだけに留まらない。意思を表出できることにより患者が自身の治療の方向性やケア方法、療養生活の方針を検討する Advance care planning (ACP) への参加が可能となるなど、患者にとって主体的な療養生活を送る上で非常に重要な効果を発揮する。実際に意思伝達装置を用いる対象については、近年、視線入力装置の精度向上、生体反応式を用いた装置の増加により、筋萎縮性側索硬化症等の進行性難病患者において、適応の幅は広がってきている。

作業療法士は、意思伝達装置の導入支援において、患者に適合した機器の選定のみな

らず、病期に応じた変更・調整を行い、患者が継続的に意思伝達装置を使用できるように援助していくことが求められている。しかしながら、意思伝達装置導入を経験したことがない作業療法士にとって、導入方法や連携すべき職種などについて知る機会は多くない。

本日は、発症早期から患者とコミュニケーション支援について関わっている保健師、機器の取扱いに長けた義肢装具士と共に、意思伝達装置導入における関わりやポイントについて共有していく。また、実際の意思伝達装置に触れ、体験して貰うことで、臨床でのコミュニケーション支援に活用して頂ければ幸いである。